

西三河都市計画地区計画の決定 (安城市決定)

都市計画榎前工業団地西地区計画を次のように決定する。

名 称		榎前工業団地西地区計画				
位 置		安城市榎前町松原、西林、中隠の一部				
面 積		約 13.8 ha				
地区計画の目標		本地区は、安城市南部の(都)名豊道路和泉ICや(都)安城碧南線に隣接する交通利便性の高い地区であることを活かし、優良な工業団地としての基盤施設を構築するとともに、地区周辺の環境と調和を図りつつ、機能的で活力ある産業空間の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	優良な工業団地として、周辺環境との調和に留意しつつ、交通利便性を活かした合理的な土地利用を図る。				
	地区施設の整備の方針	効率的な土地利用と周辺環境へ配慮した優良な工業団地を形成するため、地区の周囲に緑地を配置するとともに、地区北西に調整池を配置する。				
	建築物等の整備の方針	優良な工業団地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	敷地周辺部の緑化に努め、快適でゆとりのある工業団地の形成及び周辺環境との調和を図る。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地	名 称	幅 員	面 積	配 置
			緑地 1号	約 1.5 m～ 約 8.2 m	約 0.2 ha	計画図表示のとおり。
		緑地 2号	約 1.5 m～ 約 10.0 m	約 1.5 ha	計画図表示のとおり。	
		公共空地	名 称	面 積		配 置
調整池 1号	約 0.8 ha		計画図表示のとおり			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設
		建築物の容積率の最高限度	20/10
		建築物の建蔽率の最高限度	6/10
		建築物の敷地面積の最低限度	9,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から、区域界までの距離（以下「後退距離」という。）は10.0m以上、区域界以外の敷地境界線からの後退距離は、5.0m以上でなければならない。
		垣又は柵の構造の制限	区域界から10.0m未満の距離に存する垣又は柵は、生垣又は透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5mまでの基礎に限る。）としなければならない。
	土地利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は、保全に努め、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りではない。 1 非常災害のため必要な措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 仮植した樹木の伐採 5 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採 6 緑地2号は乗入れ口及び管理用通路等計画上やむを得ない部分を伐採することができ、乗入れ幅は一箇所につき12.0m以下とする 7 その他、市長が認める行為	

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

# 西三河都市計画榎前工業団地西地区計画 計画図

S=1:2500 (A3印刷時)



工

調整池1号

緑地1号

市道和泉榎前線

緑地2号

都市計画道路 3・1・8 名豊道路

和泉IC

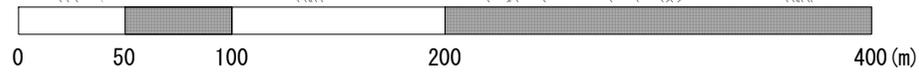
ア  
カ

都市計画道路 3・4・19 安城碧南線

オ

榎前町中隠交差点

ア～イ点間は、筆界とする。  
イ～ウ点間は、道路端とする。  
ウ～エ点間は、筆界とする。  
エ～オ点間は、道路端とする。  
オ～カ点間は、筆界とする。  
カ～ア点間は、カ点とア点を結ぶ直線とする。



区域界凡例	
	その他の場合

凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設 (調整池)
	地区施設 (緑地)